「戦争法」違憲訴訟・大阪／提訴～判決報告

１．平和訴訟の歴史①（大阪を中心に）

①　良心的軍事費納税拒否事件判決　（1980年11月提訴）

●訴え：自衛隊関係費の支出が憲法９条に違反する旨を主張し、これを前提として、同支出の財源となる所得税の賦課、徴収も同支出相当分の賦課、徴収の限度で憲法９条に違反し、「納税者基本権」が侵害された。また、右賦課、徴収により、同原告らの平和的生存権が侵害された。

●裁判経緯：東京地裁は１９８８年６月１３日、原告敗訴の判決を言い渡し、東京高裁は１９９１年９月１７日、控訴を棄却し、最高裁第二小法廷は１９９３年１０月２２日、上告を棄却した。これにより、敗訴判決が確定した。

●判決要旨：「国費の支出と租税の賦課、徴収についてその法的根拠及び手続を区別して規定しているから、仮に前者が違憲、違法であったとしても、その違憲性、違法性は当然には後者に及ばないものと解すべきである。また、憲法前文及び同９条において、軍事目的に国費の支出がされないことが個人の権利として保障されていると解することは困難であり、平和的生存権の個人の権利性はなく、原告らの良心、信仰に基づく感情が害されるからといって、これをもって直ちに、原告らの権利ないし自由が侵害されたものということはできない。したがって、結局、自衛隊関係費の支出により、原告らの良心、信教の自由その他の自由、権利ないし法的利益が侵害されると認めることはできない」と判じた。⇒納税者基本権・平和的生存権の否定

２．平和訴訟の歴史②（大阪を中心に）

■1991年1月　イラクによるクェート侵攻に起因して、多国籍軍とイラクとの湾岸戦争勃発。それに対し日本政府は戦費90億ドルの負担することを決定した。そして終結後の4月、機雷除去を目的とした自衛隊・掃海艇を派遣を行った。

②湾岸平和基金90億ドルの支出違憲訴訟

⇒基金の支出は武力行使に当たらない。平和的生存権の否定、納税者基本権の否定、被害を言うも個人的感情は法的保護に値しない。違憲確認は不適法（民衆訴訟）故に「却下」

③ペルシャ湾への掃海艇派遣差し止め違憲訴訟

⇒自衛権の保持は合憲。戦争終結後の自衛隊の派遣であり、戦争行為に当たらない。

３．平和訴訟の歴史③（大阪を中心に）

■1992年6月、ＰＫＯ協力法を強行可決

④　自衛隊カンボジアＰＫＯ派遣違憲訴訟

⑤　自衛隊ゴランＰＫＯ派遣違憲訴訟

■2003年2月　イラク戦争勃発

⑥　自衛隊イラク派遣違憲訴訟

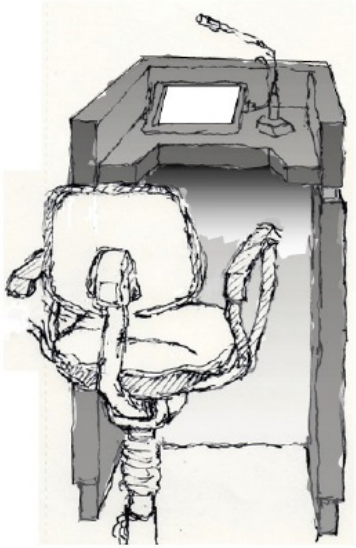

⇒間接民主主義の制度において、納税者であることでの直接的な支出に対する権限は個人には付与されていない。

★2008年4月　歴史的，イラク派兵差止訴訟・名古屋高裁違憲判決

⇒平和的生存権の権利性を容認。自衛隊のイラクでの活動は多国籍軍への参加（＝武力行使）であると認定して9条違反に言及。しかし判決部分では原告の権利侵害を認めず、慰謝料請求は却下した。そのため、原告は敗訴したものの、自衛隊の活動の違憲判断が確定した。

４．訴状の構成

主観訴訟　⇒　私人の権利保護を目的とする

無効等確認訴訟　⇒　法律の効力が無効であることを争う

行政訴訟　⇒　公権力の行使の違法性を争う

差し止め訴訟　⇒　法律を適応してはならないと命ずることを争う

■自衛隊出動差止等請求事件（2016.6.8）

「戦争法」に基づく自衛隊の行動の差し止めと慰謝料請求(国賠訴訟)

■自衛隊（南スーダンＰＫＯ）出動差し止め請求事件（2016.10.28）

「戦争法」に基づく自衛隊の南スーダン派遣差し止めと慰謝料請求（国賠訴訟）

客観訴訟　⇒　客観的な法秩序の維持を目的とする

民衆訴訟　⇒　選挙人であれば、地方自治法に基き、私人の利益の有無に係わらず提訴できる。

ただし、国政に対しては、その利益が不明確として不適法とされる

機関訴訟　⇒　公共機関相互の権限の成否を争う

民事訴訟　⇒　原告と被告が裁判所でそれぞれの主張を述べ、裁判官が判断する

■平和的生存権等侵害損害賠償事件
（一次2016.6.8／二次2016.11.21）
違憲な「戦争法」に起因する慰謝料の支払いと行政訴訟の決定の基づく仮執行請求

刑事訴訟　⇒　生じた犯罪事件について、記事訴訟法にもとづき裁判によって、量刑を定める

5.「戦争法」違憲訴訟を開始する

〈撮影者：細川義人〉

6.訴状（事件番号）

一次訴訟（713名）	●平成２８年（ワ）第５５８６号　平和的生存権等侵害損害賠償請求事件
	原告　服　部　良　一、外
	被告　国
	●平成２８年（行ウ）第１６７号　自衛隊出動差止等請求事件
	原告　青　柳　林、外
	被告　国
二次訴訟（298名）	●平成２８年（行ウ）第２３９号　自衛隊出動差止等請求事件
	原告　服　部　良　一、外
	被告　国
	●平成２８年（ワ）第１１４０７号　平和的生存権等侵害損害賠償請求事件
	原告　岩　村　義　雄、外
	被告　国
原告（合計）1011名	

７.請求の趣旨

【行政訴訟】

１　被告の処分庁内閣総理大臣は、自衛隊法７６条１項２号に基づき自衛隊の全部又は一部を出動させてはならない。

２　被告の処分庁防衛大臣は、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の実施に関し、自衛隊に物品および役務の提供を実施してはならない。

３　被告の処分庁防衛大臣は、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の実施に関し、自衛隊に物品および役務の提供を実施してはならない。

４　被告は、原告らそれぞれに対し、各金１万円及びこれに対する平成２８年３月２９日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

５　訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに第４項につき仮執行の宣言を求める。

【民事訴訟】

１　被告は、原告らそれぞれに対し、各金１万円及びこれに対する平成２８年３月２９日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

２　訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに第１項につき仮執行の宣言を求める。

8．被告：国側答弁書　2016.11.15

■損害賠償事件

⇒答弁書（2016.11.15）：平和的生存権に具体的権利性が認められないなどと判示されている事

■自衛隊差し止めなど請求事件⇒答弁書（2016.11.15）

◆乙1号証：重要影響事態安全確保法9条2項における「依頼」により、何ら協力義務が生ずるものではなく、協力を拒否したとしても制裁的措置が執られるものではないこと

◆乙2号証※：平和的生存権に具体的権利性が認められないなどと判示されている事

■自衛隊南スーダンＰＫＯ派遣差し止め請求事件⇒答弁書（2017.2.22）

◆乙1号証：国際平和協力法31条1項は、協力を求められたものがこれに応じることを期待するものではあるが、それを超えて何らかの協力義務が生じるものではなく、協力を拒否したとしても制裁的措置が執られるものでもないこと。

◆乙2号証：　平成27年法律第76号による改正前の国際平和協力法26条（武器使用）は同改正後の同法31条に相当すること等。

◆乙3号証：　（上記※と同じ）

■第二次損害賠償請求事件

◆乙1号証：（上記※と同じ）

9.事務局体制（訴訟前～控訴審判決まで）

■運営委員会（一審～控訴審判決まで）：

第1回運営委員会2014.10.7～第65回運営委員会（最終）2021.6.3

■弁護団会議：第1回弁護団会議2016.4.14～

■原告団ニュース：№0（準備号）2016.4.8～№19（最終号）2021.5.20

〈撮影者：細川義人〉

■パンフレット・冊子

①リーフレット「集団的自衛権行使容認に反対する」2015.5.3

②高作正博さん講演録パンフ2015.9.13

③高作正博さん講演録Ⅱパンフ2017.5.30

④「戦争法」違憲訴訟・最終準備書面冊子2019.12.21

■学習会・講演会　⇒計11回開催

学習会「徹底解明安保法制改正案」2015.6.1～「戦争法」違憲訴訟控訴審判決前集会2021.3.28

10.論点（新聞記事より）

2016.11.18毎日新聞

安保関連法訴訟の主な論点

	論点	原告の主張	国の主張
①国賠訴訟	安保関連法の成立によって市民らの権利は侵害されたか	戦争とテロに直面するおそれが現実化し、不安におののかされるなど人格権を侵害されている	原告の主張は「国民が何らかの危険にさらされる」という漠然とした不安感の域を超えず、具体的な権利侵害とは言えない
②差し止め訴訟	一般市民は、国が安保関連法に基づく防衛出動命令をしないよう、裁判所に事前差し止めを求めることができるか	防衛出動命令は、日本が戦争当事国となる危険を生じさせるもので、原告の平和的生存権を侵害する。差し止めを求めることができる	防衛出動命令は首相から自衛隊への命令であり、国民に不利益を強いるものではない。差し止めを求める当事者にはならない
③自衛官の訴訟	自衛隊員は集団的自衛権行使となる防衛出動命令に従う義務があるか。また、裁判所にそのことを確認できるか	命令に従うことは憲法尊重擁護義務に違反するが、拒否すると自衛隊法で処罰されるおそれがある。義務がないことを確認する利益がある	仮に防衛出動命令が出ても実際に原告隊員が出動するかは分からない。裁判で確認する利益はない

11. 一審裁判経緯（原告1011名）

■一審・口頭弁論：第1回：202号大法廷2016.11.15～第13回：判決201大法廷2020.1.28

■準備書面⇒第１準備書面～第13準備書面まで提出

■原告陳述⇒10名　　■証人尋問⇒西谷文和証人と原告14名

■原告陳述書⇒計78名分

■学者意見書提出

①高作正博氏意見書提出　「安保法制の違憲性と立法行為の違憲性」2018.3.19

②前田哲男氏意見書提出　「平和的生存権侵害賠償侵害事件」に関する意見書2018.6.27

③西谷文和氏意見書提出　「日本の国際貢献は、自衛隊を派兵することではない」2019.2.22

★一審判決（201大法廷2020.1.28）　⇒ただちに控訴手続き

行政訴訟（派兵差し止め訴訟）⇒請求却下／民事訴訟（慰謝料請求）⇒請求棄却

12.一審（地裁）判決概要－行政訴訟部分　2020.1.28

■行政訴訟【差し止め】部分の判決

【行政処分とは何かについて】＝公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解される。以下検討する。

【事態対処法の規定について】＝（しかしながら）事態対処法の前記各規定は、武力攻撃事態（事態対処法1条、2条2号、3号）という外的状況が発生した際に地方公共団体等が負う責務等につき、自衛隊法76条1項各号とは別個に定められたものであるから、2号出動命令及び2号防衛出動がされることによって、直ちに地方公共団体等に対して事態対処法の前記各規定に基づき責務等がもたらされる結果となる旨が法律上認められているわけではない。

【防衛出動について】＝しかしながら、2号出動命令及び2号防衛出動がされることによって、直ちに武力攻撃国から我が国に対して直接武力攻撃がされるなど武力攻撃事態等がもたらされたり、1号出動命令がされたり、都道府県知事及び防衛大臣による物資の収容等の措置が採られたりする結果となる旨が法律上認められているわけではない。

【駆けつけ警護等業務命令について】＝しかしながら、駆けつけ警護等業務命令が発せられ、これに基づき国際平和協力業務が行われることによって、直ちに敵対国家等から自衛隊、日本国民等に対して攻撃がされる結果となる旨が法律上認められているわけではない。

以上によれば、原告の主張はいずれも抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらない。

⇒従って訴えの趣旨が不適法ゆえに「却下」する。

（「命令することができる」と書いてあるだけで、「強制力」があるわけではないという形式論）

13.一審（地裁）判決部分ー民事訴訟部分

【平和的生存権の侵害について】＝しかしながら、憲法前文は、それ自体が具体的な人権の付与や保障を定めたものとは解し難い。また「平和のうちに生存する権利」については、正に基本的な理念として、日本国民が達成することを誓う「崇高な理想と目的」（第4項）として宣言されたものであって、国民に対して具体的な権利として保障されたものではないと解するのが自然である。そして、平和とは、理念や目的としての抽象的概念であって、各個人の思想や信条により多様な捉え方が可能である上、これを達成する手段もその時々の国内外の諸情勢等によって大きく左右されるものと考えられるから、「平和のうちに生存する権利」の具体的な内容について一義的に確定することも困難である。そうすると、憲具体的な権利ないし利益を保障しているものと解することはできない。

【人格権の侵害について】＝しかしながら、特定の立法等がされたことにより不安や憂慮といった精神的苦痛を受けることがあったとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めることはできない。本件各国賠請求原告らが、各自の悲惨かつ過酷な戦争経験等を踏まえ、本件各行為によって、生命、身体等に対する危険が生ずることへの不安、憂慮及び精神的苦痛を感じていることは、十分うかがい知ることができるものの、各事情が発生する具体的な蓋然性や、原告らの生命、身体及び健康等の利益に対する具体的な侵害が生じているとは認められない。本件各国賠請求原告らが主張する前記の不安、憂慮及び精神的苦痛は、閣議決定及び立法行為に伴って一般に広く生じ得る抽象的な不安感にとどまるものといわざるを得ない。

【憲法制定権の侵害について】＝そこで検討すると、憲法96条1項は、憲法の改正については、国会が発議し、国民に提案してその承認を得なければならず、この承認には、国民投票等においてその過半数の賛成を必要とする旨を規定しているにとどまるのであって、同項及び憲法99条その他の憲法上の規定をみても、憲法が、個々の国民に対し、閣議において憲法に違反する決定をされない権利ないし利益及び憲法に違反する法律を制定されない権利ないし利益を具体的に保証しているものと解することはできない。（たとえ違憲な法律が制定されても、そのことで直接的な権利侵害が個々の国民には生じない。）

⇒従って原告の訴えの内容を検討した結果、損害を認められないので「棄却」する。（付随的違憲審査制の採用）

14.二審（控訴審）控訴理由（概要）

■「平和的生存権」「人格権」「憲法制定権」の法規範性否定批判⇒法規範性はあり、とりわけ憲法違反の閣議決定・安保法・集団的自衛権行使容認に起因し、権利侵害は明らかで損害賠償に値する。また、昨今の自衛隊の「戦争準備」行為の急迫性を指摘。

■「受忍限度論」批判⇒「損害論」が量的に少ないから認められないという議論はありえない。また、憲法違反の行為に起因していることの重要性を指摘。

■「差し止め請求」却下批判⇒「駆け付け警護等業務命令」についてもその処分性を否定しているが、その判断は誤りであることの指摘（命令があれば「戦闘行為」を命じられることは明らか。また、指定公共機関で働いている人は、事実上の戦争協力を余儀なくされることも常識である）

■「統治行為論」批判⇒本件は裁判所は憲法適合性判断を積極的に行うべき事案であり、裁判所の職責であることの指摘

⇒以上により、原判決は「破棄」されるべきである。

15.二審（控訴審）ー国側答弁書（概要）

■控訴人が主張する「平和的生存権」「人格権」「憲法制定権」は、法的権利性はなく、従って国賠法が定める具体的な権利侵害は存在しない。

■控訴人は、主張する名古屋高裁判決（イラク訴訟）で「平和的生存権」の具体的権利性が肯定されたとするが、「傍論」で述べたにすぎず、損害賠償については「棄却」しており、判例として価値はない。

（しかし、高村副総裁が「集団的自衛権合憲」の根拠とした唯一の判例は、砂川判決での「我が国には固有の自衛権がある」という部分であるとしたが、同じく判決の「傍論」部分である。）

■関連2法の制定行為によって、「ただちに」控訴人の具体的な法的利益に影響は及ぼしていない。従って処分性が認められない。

■「駆け付け警護等業務命令」に基づく自衛隊の行為によって、直接的に国民に権利義務を形成しない。

⇒以上により、国賠、差し止め、損害についての控訴趣旨は、「不適法」であり、本件控訴はいずれも「棄却」されるべきである。

16.控訴審（二審）裁判経緯（原告462名）

■二審・口頭弁論

第１回：202号大法廷2020.8.5～第４回：控訴審判決202号大法廷2021.4.16

■控訴理由書提出2020.5.15／控訴理由補充書提出2020.7.30

／控訴理由補充書（損害論）提出2020.9.30／控訴理由書提出2020.10.20

■控訴審国側答弁書2020.8.5

■学者意見書提出

①半田滋陳述書提出2020.10.05

②高作正博氏意見書提出　「安保法制違憲訴訟における「人格権」等」2020.12.18

★控訴審判決第（202号大法廷2021.4.16）　⇒いずれも請求棄却　⇒上告断念

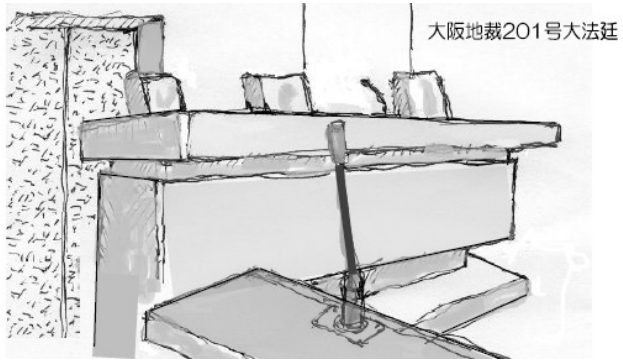

17.二審（高裁）控訴審ー判決概要　2020.04.16

■行政訴訟【差し止め】部分の判決

⇒原判決の通り（駆けつけ警護等業務命令によって、原告への処分性は認められない。）

■民事訴訟【損害賠償】部分の判決

⇒控訴人らの主張する不安、憂慮及び精神的苦痛は、抽象的な不安感にとどまるものであるから、法律上保護された権利又は利益に当たらないと判断するものであり、精神的苦痛の程度が僅少であるからという理由に損害として認定しないわけではない。

以上のとおり、訴えはいずれも不適法であるから却下、

国賠請求は理由がないから棄却すべきである。

⇒よって、原判決は相当であるから、本件控訴をいずれも「棄却」する

18.判決に対する問題意識と課題①

問題①民衆訴訟となることを避ける必要

⇒法の違憲性を理由に、直接に国を相手に提訴することができない（即却下される）以上、そのように判断されることを避けるため、当該の法改正によっていかに「個人の権利侵害」が生じたかを立証することによって、結果として「その損害を賠償すべし」として慰謝料を請求（象徴的に1万円）する形での裁判にする必要がある。

問題②「軍事費拒否確認訴訟」最高裁判例⇒納税者基本権の否定／平和的生存権の否定

■訴え⇒市民には「納税の義務」が課せられているが、その反射的権利として、集められた税金が「憲法に則って使用」されることが担保されていなければならない（納税者基本権）はずだ。従って、憲法9条において「戦争の放棄」が謳われている以上、「平和的生存権」に基づき、自身の税金から国が国防のためといって自衛隊関係費に使用することは許されず、相当額の税金を拒否する権利が認められるべきであり、その侵害に対し慰謝料を払え。

■判決⇒国費の支出と租税の賦課、徴収についてその法的根拠及び手続を区別して規定しているから、仮に前者が違憲、違法であったとしても、その違憲性、違法性は当然には後者に及ばないものと解すべきである。

　平和的生存権の個人の権利性はなく、原告らの良心、信仰に基づく感情が害されるからといって、これをもって直ちに、原告らの権利ないし自由が侵害されたものということはできない。

19.判決に対する問題意識と課題②

問題③「戦争法（安保法制）」違憲訴訟の判決

⇒（少なくとも）これまで「戦争の放棄」を謳った憲法9条においても「自衛のため」として個別自衛権の範囲で自衛隊の合憲性が容認されてきたが、「安保法制の改定」によって集団的自衛権が容認されたことは、明白な違憲な法改正である。そのため、行政訴訟において「自衛隊の派遣差し止め」を国賠訴訟において提訴し、かつ民事訴訟において「平和的生存権」「人格権」「憲法制定決定権」の各侵害を立証することで慰謝料請求（１万円）を行った。

■「行政訴訟」判決⇒法律ができたからといって、「ただちに」何らかの義務が生じたわけでないので、提訴自体が意味を成さず、従って「却下」する。

■「民事訴訟」判決⇒以下の理由により、審議した結果、各権利侵害を立証できないので「棄却」する。

⇒平和的生存権に法的規範性はない。

⇒憂慮及び精神的苦痛があっても、実際に起きた被害に基づくものでなく、法的保護に値しない。

⇒たとえ違憲な法であっても、その成立によって直接的に原告の権利侵害を生じない。

★つまり、「戦争法」の違憲性について、吟味するまでもなく、訴えの根拠を欠く（棄却）という判断

20.判決に対する問題意識と課題③

問題③どうすれば裁判に勝利できるのか

■そもそも私たちはどんな判決を期待したのか

例えば⇒（検討するに、）今回の法改正によって生じた様々な自衛隊の活動は、憲法9条に違反しており、従って「安保法制」は違憲である。しかし、そのことで原告の権利侵害があるとまでは立証されず、従って慰謝料請求は認められない。（安保法制の違憲判断さえあればよし。慰謝料請求までは期待しない）

■どのようにすれば裁判所に違憲判断させるか

⇒原告の具体的な被害認定によって「平和的生存権」の権利性を立証し、その上でしかし国が「そこへの権利侵害がない」と反論するためには、「戦争法」が合憲であることを説明する必要があり、逆に言えば裁判所はそうした判断を抜きにして権利侵害の存否を判断できないはずだ。そのために一連の「戦争法」が、事実認定によって憲法9条違反であることを立証すべく争う。

■「納税者基本権」の権利性を獲得すること

⇒違憲な用途に税金（国税）を使用することは、主権の存する個人への権利侵害である（地方税では容認）。

21.「戦争法」違憲訴訟の敗訴判決に抗議する！

〈撮影者：細川義人〉